

1. 許可人数 若干名

2. 出願資格

【博士課程前期課程研究生】

次の各号のいずれかに該当する者

- (1) 大学を卒業した者（卒業見込みの者）
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- (5) 研究科教授会において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

【博士課程後期課程研究生】

修士の学位又は専門職学位（学校教育法第104条第3項の規定に基づき学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。）を有する者（取得見込みの者）又は本研究科においてこれと同等以上の学力があると認めた者

なお、出願に際しては、希望する指導教員の承諾を必要とする。本募集要項に加えて担当教員一覧（本研究科ホームページの以下のリンク先に掲載）に記載のコンタクト受付期間及びコンタクト時に必要な書類等を必ず確認し、所定の期間にコンタクトをとったうえで研究生受け入れ承諾申請書及び必要書類を送付し、出願前に受け入れの承諾を得ること。

<http://web.cla.kobe-u.ac.jp/prospective-g/research-student>

3. 出願書類

提出する証明書類は全て原本とし、コピーは認めない。出願書類の返却は行わない。

出願書類(1), (2), (6)は必ず本人作成とし、内容に虚偽が判明した場合は入学許可を取り消すことがある。(3)が日本語で記載されていない場合には日本語訳を添付すること。

なお、希望する指導教員に以下の書類を提出していた場合でも、出願期間中に改めて提出すること。

- (1) 研究生願書（所定の用紙）
- (2) 履歴書（所定の用紙）
- (3) 最終出身学校の卒業（修了）証明書及び成績証明書

※学位記や卒業証書は卒業（修了）証明書ではないため、注意すること。

※卒業（修了）見込みの者（出願期間の年月に卒業（修了）する者を含む。）は、出願時に卒業（修了）見込証明書及び成績証明書を提出し、卒業後、入学手続きまでに卒業（修了）証明書及び成績証明書を提出すること。

※最終出身学校が日本国外の場合は、卒業（修了）証明書に学位を取得したことが記載されていること、又は学位取得証明書を追加で提出することが必要である。なお、最終出身学校とは出願資格を満たす学校のことで、日本語学校は含まない。

\*最終出身学校が中国の大学（院）の者は、これらに加え、以下の書類を提出すること。いずれの書類も中国高等教育学生信息网（CHSI）の認証手続きを必要とする。中国高等教育学生信息网（CHSI）のウェブサイト <https://www.chsi.com.cn/xlcx/bgys.jsp> に登録し、該当書類を PDF ファイルで入手後、A4 用紙に印刷すること。提出時点でWeb 認証の有効期限が1か月以上残っていること。Web 認証の有効期限切れである等の理由により、本研究科がWeb 認証を行えない場合は出願書類不備とみなす。

卒業（修了）した者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Online Verification Report of Higher Education Qualification Certificate（英文）</li> <li>・ Online Verification Report of Higher Education Degree Certificate（英文）</li> </ul>
大学または大学院に在学中で卒業（修了）見込の者	<p>出願時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Online Verification Report of Student Record（英文）</li> </ul> <p>入学手続時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Online Verification Report of Higher Education Qualification Certificate（英文）</li> <li>・ Online Verification Report of Education Degree Certificate（英文）</li> </ul>

- (4) 写真1枚（4cm×3cm，出願前3か月以内に撮影したもの，研究生願書に貼付すること。）
- (5) 検定料払込証明書（郵便局の受付日付印のある郵便振替払込受付証明書）
  - \*出願時に日本国外に居住し，クレジットカード等による検定料支払いを希望する者は，資料請求時に本研究科教務学生係に問い合わせること。
- (6) これまでの研究準備状況及び今後の研究計画の詳細（日本語で2,000字又は英語で1,000語程度）

\*会社等（官公庁を含む。）に在職している者は，上記のほか，次の(7)～(9)の書類を必要とする。

- (7) 個人的研究のため研究生を志願するものである旨の本人の確約書
- (8) 会社等の事業目的の追求のために派遣するものでない旨の直属の上司等の確約書
- (9) 在職のまま入学することについての直属の上司等の承認書（所定の用紙）

\*外国人留学生は，上記のほか，次の(10)，(11)の書類を必要とする。また，在留資格に係る書類が必要な場合もあるため，「国際文化学研究科研究生出願における注意事項」を参照し，あらかじめ必要書類を準備すること。

- (10) 住民票の写し（提出日前30日以内に作成されたもの）（出願時に日本国内に居住している者のみ）
- (11) 以下の①から④のうち，いずれかの証明書の原本を提出すること。
  - ① 独立行政法人日本学生支援機構による「日本留学試験」の「日本語（読解，聴解・聴読解，記述）（日本語320点以上）」の「成績確認書」を出力したもの。（平成21年度以前に実

施された試験の成績については、独立行政法人日本学生支援機構の得点換算システムに基づく得点換算が必要となるので、事前に本研究科教務学生係まで問い合わせること。）

- ② 財団法人日本国際教育支援協会及び独立行政法人国際交流基金による「日本語能力試験」N1の認定結果及び成績に関する証明書（成績証明書）。
- ③ 財団法人日本国際教育支援協会及び独立行政法人国際交流基金による「日本語能力試験」N2の認定結果及び成績に関する証明書（成績証明書）及び、TOEFL iBT 80点以上を取得したことを証明するスコアシート。ただし、TOEFL iBTに代えてTOEFL PBT 550点以上又はIELTS 6.0以上のスコアシートを提出することもできる。（提出するスコアシートは、当該試験の受験者宛てに送付されるTOEFLのExaminee Score Record、あるいはIELTSのTest Report Formの原本とする。）
- ④ 日本の大学院で修士の学位を取得（見込）の場合は、修了（見込）証明書。

※英語による教育を行う大学（院）を卒業（修了）しているものは、TOEFL又はIELTSのスコアシートの提出を省略できる場合があるので、出願締切日の2か月前までに本研究科教務学生係まで問い合わせること。

※後期課程研究生については、出願しようとする者の研究内容・研究歴等によっては、(11)の証明書の提出を簡略化、あるいは省略できる場合があるので、事前に本研究科教務学生係まで問い合わせること。

#### 4. 出願期間

入学時期が4月の場合 令和6年11月22日（金）～11月28日（木）17:00

入学時期が10月の場合 令和7年5月19日（月）～5月23日（金）17:00

出願期間中に必着するように、郵送（書留速達郵便・EMS など追跡可能なサービスで郵送）してください。出願書類の到着等に関する問い合わせには応じません。

送付先：

神戸大学大学院国際文化学研究科教務学生係

〒657-8501 神戸市灘区鶴甲1丁目2-1

封筒の表に「神戸大学大学院国際文化学研究科研究生出願書類在中」と朱書してください。

#### 5. 選考方法

選考は、書類審査により行う。

なお、出願前に希望する指導教員の承諾を得る際に面接（Skype・ZoomなどのWeb会議サービスを含む）を行う。

#### 6. 合格通知

合格者に、願書に記載の現住所及びEmailの宛先に通知する。なお、電話等による照会には一切応じない。

入学時期が4月の場合 令和6年12月下旬

入学時期が10月の場合 令和7年6月下旬

## 7. 検定料，入学料及び授業料

- (1) 検定料 9,800円
- (2) 入学料 84,600円
- (3) 授業料 1か月29,700円（6か月分を所定の期日までに納付すること。）

在学中に授業料改訂が行われた場合には，改定時から新授業料が適用されることとなる。

※上記の金額は前年度のものである。令和7年度（2025年度）入学者の納付金額については，決定次第別途通知する。

## 8. 入学時期及び研究期間

入学の時期は令和7年4月1日及び10月1日とする。ただし，特別の理由があると認めるときはこの限りでない。研究期間は，1年以内とする。

特別の理由があるときは，本研究科教授会の議を経て，1年を限度として研究期間の延長を許可することがある。研究期間は，延長を含め通算して2年を超えないものとする。

## 9. その他

- (1) 出願書類に虚偽が判明した場合は入学許可を取り消すことがある。
- (2) 受理した検定料等は返還しない。
- (3) この募集要項に関する質問は，メールで本研究科教務学生係に問い合わせること。  
[gicls-kyomugakusei@office.kobe-u.ac.jp](mailto:gicls-kyomugakusei@office.kobe-u.ac.jp)
- (4) この募集要項のほか，「国際文化学研究科研究生出願における注意事項」（別紙）をあわせて確認すること。